

監事の意見書

(令和2年度 監査報告から抜粋)

1 監査の概要

令和2年度決算については、令和2年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録内訳表（以下「決算報告書」という。）並びに証憑書類、元帳等帳簿その他関係書類等について、監事全員が分担の上、決算報告書の表示・開示の検討及び元帳等との照合、元帳等帳簿の閲覧・通査、残高証明書・預金通帳・契約書等の証憑との照合、商品・貯蔵品の棚卸立会及び現金実査表の確認、役員及び職員の報告及び説明並びに監事からの質問等を実施し、監事相互に意見交換を行い、会計監査を実施した。

2 監査の結果

収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録内訳表については、適正に処理されているものと認められた。

なお、令和元年度に、過年度の会費収入に誤謬がある可能性があることが判明したが、これについては、本報告日現在、調査は終了している。当該過年度修正額については、関係規定の認識の相違及び清算を行う上での遡及期間の考え方等を勘案し、また清算を行うこととなる土地家屋調査士会においての予算措置等の対応にも配慮する必要があるとあり、定時総会で説明し承認を得た上で清算することが望ましいことから、令和3年度の一般会計予算（案）に計上し、令和3年度決算報告書には反映していない。

3 意見

(1) 過年度の会費収入の誤謬の調査について

令和元年度に一つの土地家屋調査士会において、過年度の報告法人数に誤りが発見され、会費収入が過大となっている可能性があることが判明した。これについては、当該土地家屋調査士会を含む全ての土地家屋調査士会の協力の下、事実を精査し、本報告日現在、調査は終了している。

なお、会費負担に係る規定の解釈等に認識の相違があるため、日本土地家屋調査士会連合会の会費に関する取扱いにおける土地家屋調査士会への指導を行うため、令和2年10月9日付け日調連発第227号の通知がされている。

今後も誤謬が発生することが予想されるため、調査の実施方法及び会計上の取扱い（財務諸表等に反映する時期等）について指針を明確にする必要がある。

(2) 会員数の確認に係る内部管理体制の見直しについて

会員数の確認に係る内部管理体制については、四半期ごとに、日本土地家屋調査士会連合会と土地家屋調査士会のそれぞれの会員名簿相互の定期的な照合を既に開始しており、今後ともその運用に留意する必要がある。

(3) 最新の公益法人会計基準に準拠する必要があること、また、今後、同会計基準の更なる改正も考えられることから、同会計基準の理解度及び改正内容を適時的確に確認する必要がある。また、同会計基準に基づく会計規則等の改正、同規則等に基づく実務が進められることから、適宜実務の見直しが必要となる可能性がある。これらの作業を的確に行う体制を構築する必要がある。

(4) 関連当事者との取引については、定期的に取り引実績表を正確に作成すること及び決算書等を入手して取引内容の確認をすることに留意が必要である。

4 監査の総評

令和2年度監査における会計監査及び業務監査については、前記のとおり慎重かつ厳格に監査を行った。令和元年度の課題であった会員の照合は完了し、今後の照合方法も構築されたことを確認できた。会費徴収の誤謬については、早期の清算に向けての努力を期待する。

その他については、会計は適正であり、業務についても適正かつ円滑に処理されたものであることを認める。

新型コロナウイルス感染症については、近々ワクチン接種が開始されるとしても、その影響は長期にわたることが予想される。その中で各種会務についてどう進めるか模索しながらなるろうかと思うが、全国の会員やご家族、事務局職員の健康と安心安全を確保するために尽力いただきたい。

そして何より、役員各位におかれては、日々感染への恐怖と、各種会議が思うとおりに進まないストレスとの中で会務運営を行っていることに敬意を表する。今後も身の安全を第一に考え会務遂行に当たっていただきたい。

以上